
税理士 無料公開講座シリーズ

S e a s o n

特 別 版

～ テーマ ～

『簿記の知識を活かした
「税務」への招待』

ー簿記の知識が税務の土台です！ー

TAC税理士講座

平成23年7月30日

担当：安部洋平



資格の学校
TAC

Contents

1	はじめに		1
2	会計と税法の違い		2
3	税務調整		4
4	交際費の税務調整		6
5	受取配当金の税務調整		7

◆ 今回のテーマについて

税理士は「税務を担う法律家」と一般的に考えられていますが、その業務は簿記知識が土台となっていることを知っていますか？実は、簿記の知識が磐石でないと業務は行えないのです。

そこで当公開講座では、簿記知識を土台とする税務への入口をご紹介します。簿記知識を活用して税額決定までのプロセスに結びつけて下さい。

◆ 会計上の利益と税法上のもうけ

会計の目的は企業の財政状態及び経営成績の把握でありますが、税法は課税の公平を達成することが目的となります。この両者の目的の相違から、会計上の利益と税法上のもうけは金額が異なることになります。会計上の利益に法人税率を乗じて、納付する法人税額が計算できれば、とっても楽なのですが、目的観の相違から、そう簡単にはいきません。

「会計上の利益」と「税法上のもうけ」の違いについて一つ例をご紹介します。

A社とB社という2つの会社における取引です。

A社はB社の土地がほしいという状態。B社もお金がほしいので、両社の売買契約はうまく進むはずでしたが、一つ問題が生じました。B社はかなり昔から続く老舗であり、当該土地の簿価が、とっても低いという点です。

- 土地の時価：10,000
- 土地の簿価：1,000

とすると、土地売却益が9,000となり、9,000に対して税金がかかります。税率が30%なら、 $9,000 \times 30\%$ により2,700の税金になります。

A社		B社	
土地 10,000	/	現金 10,000	/
現金 10,000		土地 1,000	
		土地売却益9,000	
		↓	
		$9,000 \times 30\% = 2,700$ (税金)	

そこでA社とB社は契約内容を変更しました。その内容は、

- ① A社がB社に10,000を貸し、利息は年100とする。期間は60年。
- ② B社はA社に土地を貸し、地代は年100とする。期間は60年。

というものです。この契約ならば、売却益はできません。

A社		B社	
① 貸付金 10,000	/	現金 10,000	/
現金 100	/	借入金 10,000	
受取利息 100		支払利息 100	/
現金 100		現金 100	
② 支払地代 100	/	現金 100	/
現金 100		受取地代 100	

上記の契約内容ですと、A社は土地を使えて、かつ、B社もお金が入ります。しかも、A社もB社も費用と収益が100ずつ計上されますので税金も発生しません。

上記の例では、B社の会計上の利益は「0」にも、「9,000」にもなります。しかし、税法では取引の実態から考えますので、仕訳の方法一つで税金が大きく変わるようなことはありません。したがって、税法上のもうけは9,000となります。

このように、会計上の利益と税法上のもうけは一致しないことがあります。さらに、収益も会計上と税法上では異なる場合があります。もちろん、費用も異なることがあります。

税法では、収益を「益金」と呼び、費用を「損金」と呼びます。そして、利益を税法上では「所得金額」といいます。

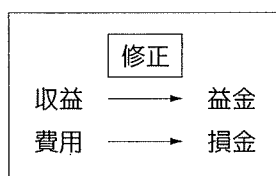
会計上：収益－費用＝利益
税法上：益金－損金＝所得金額

上記の枠内の算式が成立つわけですが、法人税額を算定するにあたって、

税法上：益金－損金＝所得金額

と、計算を進めるわけではありません。税金を納めるという流れの前に商取引が先立って行われているわけですので、会計上の損益計算書が先立って作成されている状態にあります。

会計上の損益計算書が作成されているのならば、税法上では、収益と益金の違い、費用と損金の違いに着目して、

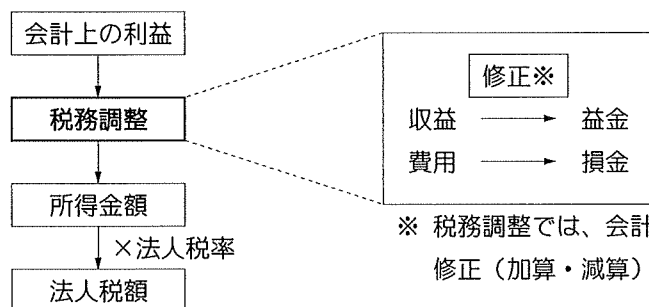


と、修正する方法をとります。この修正を「税務調整」といいます。なぜ修正という方法を採用することになるかというと、イチから税法上の所得金額計算書を作成すると、実務的な手間が非常に大きいからです。法人税法の学習はこの修正である「税務調整」をメインにみていくことになります。

◆ 1 法人税額の算定方法

法人税額の算定方法は、会計上の利益を出発点として、税法上のもうけである所得金額に調整する手続きをします。

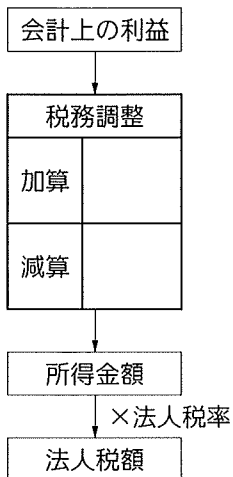
《全体の流れ》



※ 税務調整では、会計上の収益・費用に着目し、修正（加算・減算）を行うことになります。

◆ 2 税務調整

≪全体の流れ≫



例として
簡単な数字を
入れてみます。

- ・ 収益1,000
 - ・ 費用600
 - ・ 益金1,100
 - ・ 損金650
- とする。

収益	1,000
費用	600
会計上の利益	400

税務調整	
加算	100<
減算	50<

所得金額	450
------	-----

↓ ×法人税率 (30%)	
法人税額	135

収益1,000⇒益金1,100
に修正。利益⇒所得金
額への影響は100の加算

費用600⇒損金650に修
正。利益⇒所得金額へ
の影響は50の減算

上記の例は

- ① 収益1,000から益金1,100に修正
- ② 費用600を損金650に修正

という例でした。

①の収益1,000を益金1,100に修正というのは+100の修正になります。この+100は、利益を所得金額へ修正するにあたって「加算」となります。

②の費用600を損金650に修正というのは-50の修正になります。この-50は、利益を所得金額へ修正するにあたって「減算」となります。

◆ 交際費の税務調整

会計上、交際費は費用計上されます。しかし、法人税法上、交際費は基本的に課税の公平の観点から損金として認められていません。法人の支出する交際費のなかには、事業との関連性が極めて低いものが含まれている可能性が高いからです。この交際費を無制限に損金として認めてしまうと、法人の濫費を増大させてしまい、課税の公平性を保てなくなります。よって、法人税法上は損金として認めませんので、会計上の利益に対して加算調整することになります。

例として
簡単な数字を
入れてみます。

- ・収益1,000
- ・費用 600
(交際費)

として、
収益と益金は
認識の範囲が
同じであると
する。

収益	1,000
費用	600
会計上の利益	400

税務調整	
加算	600<-----

・収益＝益金という
指示により調整なし。
・費用600⇒損金〇
会計上の利益を出発点
とすると600の加算と
なる。

所得金額	1,000
------	-------

×法人税率（30％）

法人税額	300
------	-----

◆ 受取配当金の税務調整

会社は、法人税等課税後の利益により配当を行います。したがって、配当金を受け取った会社がこれを益金として認識すると、また法人税が課され、二重課税となってしまいます。そこで、法人税法上は受取配当金を益金の範囲から除外しています。具体的には、受取配当金について減算調整を行い、二重課税を排除することとしています。

1 減算調整しない場合

A 社		配当金 ¥7,000	B 社	
収益	10,000		収益	7,000
費用△	0		(配当)費用△	0
利益	10,000		利益	7,000
税金△3,000	← 税率30%		税金△2,100	← 税率30%
配当	7,000		残額	4,900

A社が7,000の配当をする時点において、すでに法人税が課税されています。よって、法人税が課税された後の7,000について、配当を行うことになるが、7,000を受け取ったB社では、

現金 7,000 / 受取配当金 7,000

と、仕訳を切ることになるため、収益7,000を計上することになります。B社の収益に対してなにも税務調整しないと、収益＝益金となってしまうので、上記のように、法人税が課されてしまいます。一度法人税が課されたものに対して、また法人税が課されることを二重課税といいます。

2 減算調整する場合

A 社		配当金 ¥7,000	B 社	
収益	10,000		収益	7,000
費用△	0		(配当)費用△	0
利益	10,000		利益	7,000
税金△3,000	← 税率30%		減算調整△7,000	
配当	7,000		所得金額	0
			法人税額	0 ← 税率30%

二重課税の排除